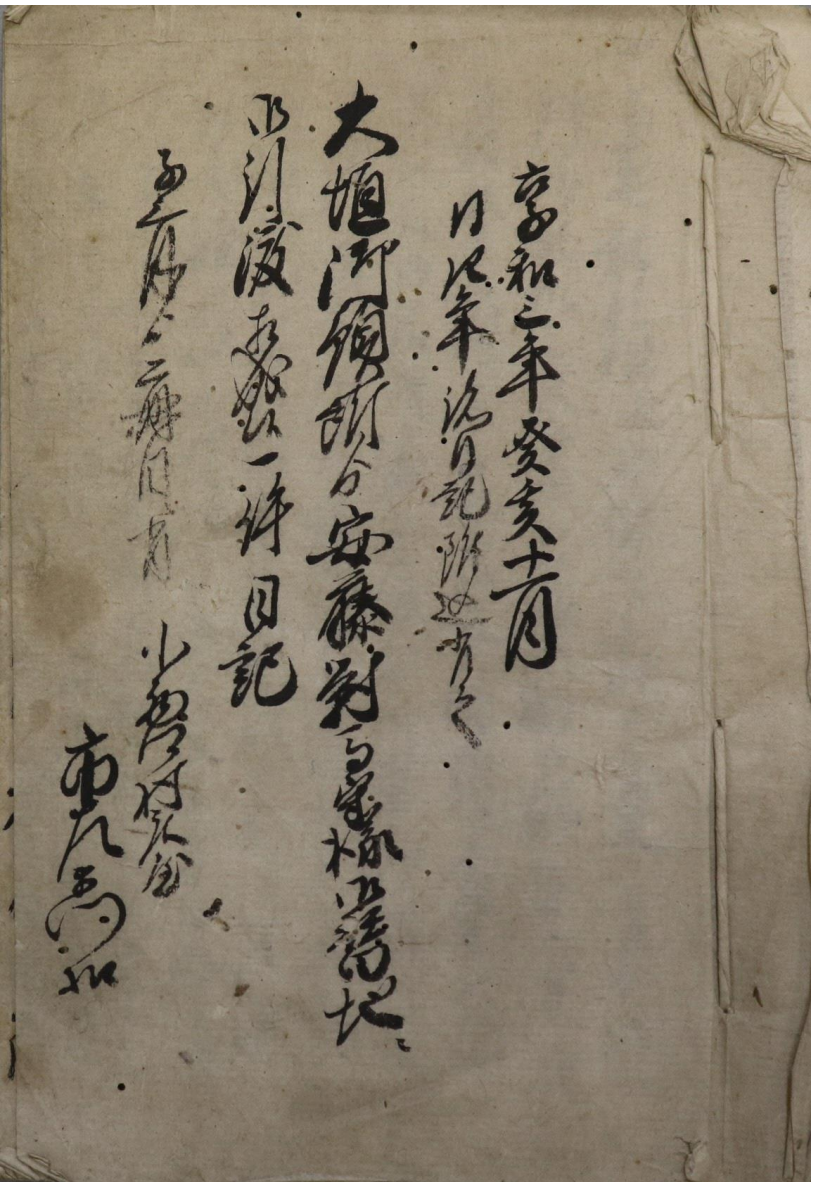


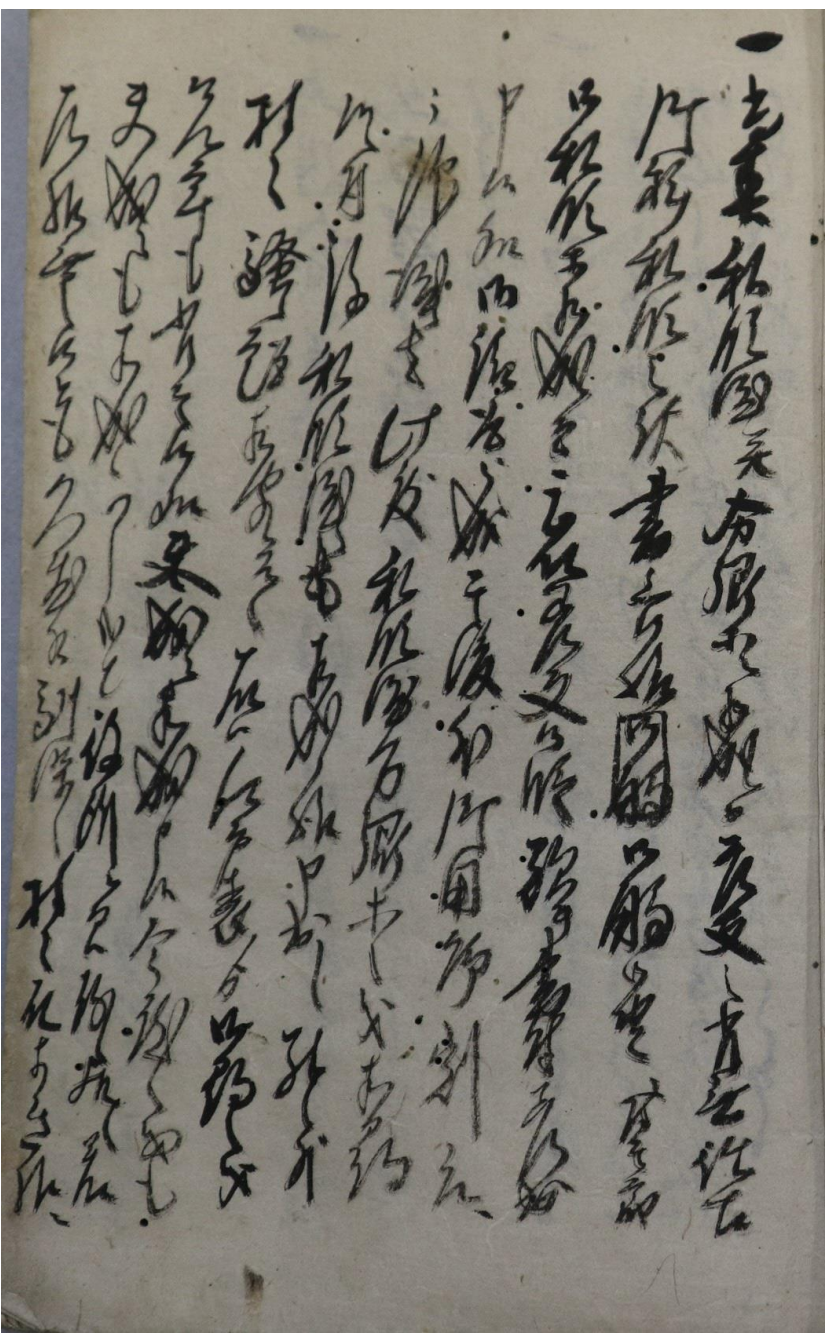
令和三年度 古文書講座第二講座資料
小島眞可家文書「享和三年 小西郷村庄屋 市左衛門日記」



享和三年癸亥十一月
同 四年諸日記付込有之

大垣御預所より安藤対馬守様御替地ニ
御引渡相成候一件日記

子三月より二冊目ニ有 小西郷村庄屋
市左衛門扣



一当春、私領渡并分郷等ニ相成候而差支之有無、往古

御料私領之訳書上候様御座候ニ付、其節

御私領等相成候而ハ甚以差支候段歎キ書付差出

申候処、御請取被成、其後外御用序割元へ

被仰渡候は、此度私領渡、分郷等之義相尋

候ニ付、弥私領渡ニも相成候様申出候、殊之外

村々騒候趣相聞え候、右ハ江戸表より御触之義、

先年も有之候処、夫成ニ相成申候、今度之義も

夫成ニも相成可申哉と役所ニ而ハ存居候、若

左様無之候とも、久敷相馴染候村々故、よき様ニ

一 御召出候間、致安心、騒き不申候様、村々へ申達候様ニと御懇ニ
被仰渡候よし、村々騒敷相止申候、其後何之御沙汰も
無之候
一 十二月五日、笠松御分之内、今日御召出有之、今度
安藤対馬守様へ御替地ニ御渡被仰渡よし風聞
いたし驚申候
一 同六日、昨五日より追々笠松之様子、取々評判いたし、如何と
案し居候処、昼頃いよいよ当御預所村々ニも
明七日、御召出御廻文出候由、相聞え候ニ付、近村同道
大垣へ罷出候、跡より百姓代左平治も被参候

一 丁 御廻文参り候

申達御用之儀有之候間、明後七日四ツ時
庄屋老人宛御預役所へ可罷出候、此廻状
早々順達、留り村より可相返候、以上

十二月五日

右下西郷村より請取、中村へ送ル

一 同日御廻文参り候、左之通

一此度御私領渡被仰渡候村々、左之通

方県郡之内

上西郷村 小西郷村 御望村
中村 西改田村 東改田村
上尻毛村 下尻毛村 上曾我屋村
又丸村 川部村
又丸村 川部村

右村々高合

五千四拾石三斗九升五合八勺

一此度御私領渡被仰渡候村々、左之通

方県郡之内

下西郷村 小西郷村 御望村

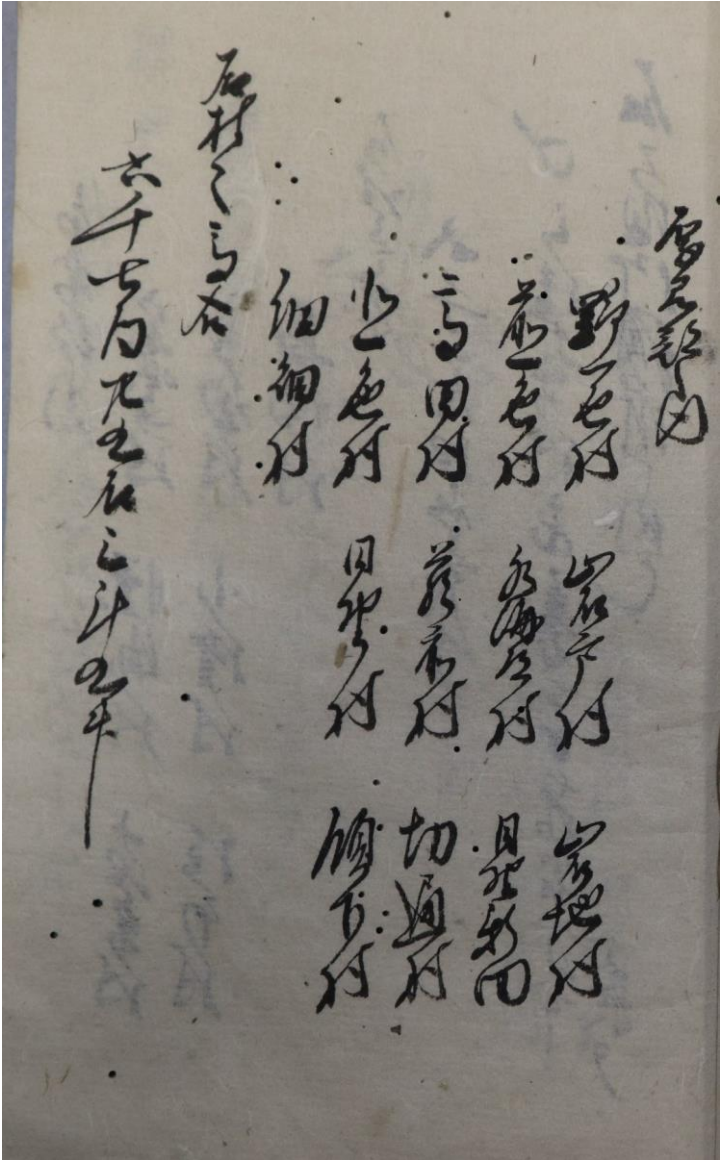
中村 西改田村 東改田村

上尻毛村 下尻毛村 上曾我屋村

又丸村 川部村

右村々高合

五千四拾石三斗九升五合八勺



厚見郡之内

野一色村

岩戸村

岩地村

前一色村

水海道村

日野新田

高田村

蔵前村

切通村

北一色村

日野村

領下村

細畑村

右村々高合

六千七百廿九石三斗九升

右大垣御預所之内
 宗慶村
 高屋村
 馬場村
 右村々高合
 五千三百四石壹斗
 三拾壹ヶ村
 高壹万七千七拾三石八斗八升五合八勺
 右大垣御預所之内也

本巢郡之内

宗慶村 輕海村 十四条村

高屋村 小柿村 柱本村

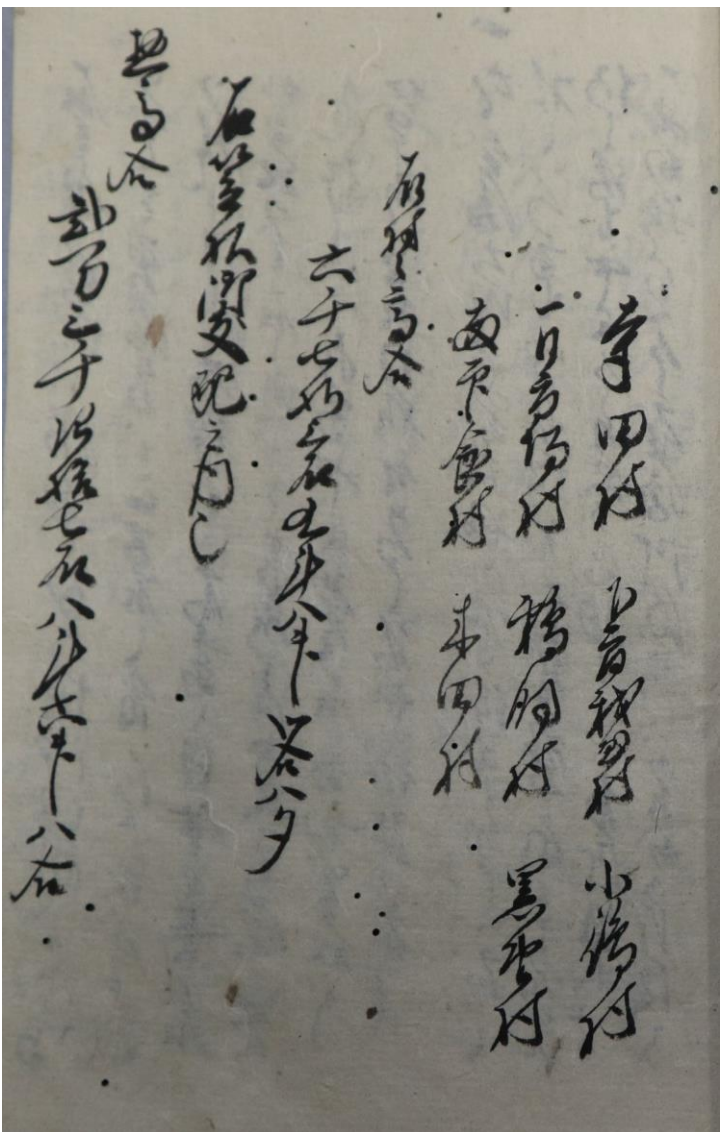
馬場村

右村々高合

五千三百四石壹斗

三拾壹ヶ村 高壹万七千七拾三石八斗八升五合八勺

右大垣御預所之内也



寺田村

下曾我屋村

小島村

一日市場村

鵜飼村

黒野村

両印食村

木田村

右村々高合

六千七拾三石九斗八升貳合八勺

右笠松御支配之内也

惣高合

貳万三千四拾七石八斗六升八合

(以下略)

この日記を書いた人物は、方県郡小西郷村（現在岐阜市小西郷）で代々庄屋を務めていた小島家の、第十代当主市左衛門です。

享和三年（一八〇三）は、小西郷村の領主が、幕府（大垣藩預所支配）から陸奥国の磐城平藩主安藤家へ変わった年にあたります。

安藤家は以前美濃国の加納藩主でしたが、宝暦五年（一七五五）、藩主信尹が自身の不行跡を幕府に知られて、籠居・謹慎の身となったことから、事態は急変します。幕府は、家督を次子信成に継がせ、石高を六万五千石から五万石へ減らし、翌六年五月二十一日、加納から陸奥国磐城平へ国替えを命じたのです。この時美濃国内にあった領地は、全て召し上げとなりました。

この転封により、小西郷村の支配は安藤家から幕府（大垣藩預所）へ変わりました。しかし享和三年の春、「私領渡并分郷等ニ相成候而差支之有無、往古御料私領之訳」を書くように指示がありました。この動きから、領主の交替があるかもしれないと風聞が伝わり、村人たちは騒ぎ始めました。この時、誰が領主となるのかまだ分からなかったのですが、十二月五日に初めて「安藤対馬守」の名前を聞きます。村人たちは安藤家支配の頃、重い年貢に苦しんだことがあり、この「旧領復活」を素直に喜べなかったのです。

預所支配の村役人は、大垣へ呼び出されて、私領となる村の名前を聞きまます。この日記に書き留められた村々は総石高にして二万三〇四七石余となりますが、実際に安藤家に加増された領地は美濃国内の一万八千石余で、異動があつたことが分かります。具体的には、美濃郡代支配地（幕府領）の方県郡寺田村、小島村、一日市場村などは、安藤家の私領として復活しませんでした。

語句の意味

私領：室町以降、御料所・天領に対して、大小名 of 封地（ほうち）諸侯が封ぜられた土地）のことをいう。

分郷：知行割に際して、村が複数の領主に分割されること。【こうした知行形態を相給、分給という。領主の数で二給、三給などと称すこともある。村が相給、分給に分割されるのが分郷である。】

御料：御料地、御料所（幕府の直轄領）の略。

割元：江戸時代、地方行政にあつた村役人の最上位の者。代官、郡代の指揮のもと数か村の庄屋・名主を支配し、年貢の割り当て、訴訟の調停などにあたつた。

懇ろ：手厚いさま。心のこもっているさま。親しいさま。

替地：土地を交換すること。

取々：それぞれ異なっているさま。いろいろ。さまざま。